構造計算適合性判定業務の流れ
事務処理等
申請者
建築主事又は
確認検査機関
普及協会
構造判定課
依頼事前通知
確認申請
確認審査
構造適判
事前通知
事前通知の受付
受付可否の連絡
[事前通知の受付]
依頼予定日の遅くとも7日前までに事前通知を電子メール又はFAXで送付してください。事前通知の情報により担当予定判定員に業務を依頼します。
判定依頼の受付
構造適判
依頼
判定依頼の受付
図書等の確認
（図書不備の補正）
構造適判受付書
等の受領
構造適判受付書等
の送付
[判定依頼の受付]
判定用提出図書等及び判定依頼書に不備がないことを確認します。不備がある場合は連絡し、補正を求めます。
※判定依頼関係の送料は、貴機関で負担願います。
「判定受付書」又は「受付印を押印した依頼書の写し」を送付します。
判定受付日が判定開始日となります。審査期間は原則として14日以内です。
構造計算適合性判定審査
審査の実施
[審査]
質疑回答書
の作成
構造計算に
関する説明
ヒアリング
通知の受領
質疑事項の連絡
質疑回答書確認
ヒアリング通知
ヒアリング実施
必要に応じて、申請者に対して構造計算に関する説明を直接もとめます。
通知書受領
通知書受領
判定期間内にで
きない旨の通知
判定期間内に判定できない合理的な理由がある場合には、「期間内にできない旨の通知書」を建築主事等に交付します。延長は35日以内です。
補正された
図書又は追
加説明書の
提出
補正・追加説
明の依頼
確認及び送付
判定することがで
きない旨の通知書
補正された図
書・追加説明書
の確認
専門家への
意見聴取
構造計算が適正に行われたものであるかどうかを判定することができないときは、「判定することができない旨の通知書」を交付します。
通知書を交付した日から、補正された図書又は追加説明書を普及協会が受領した日までは、判定期間に含まれません。
判定結果通知
判定結果通知書
の受領
判定結果通知書
の作成・交付
[判定結果の通知]
判定のチェックリスト、判定の所見等を作成し、判定結果通知書を交付します。
確認済証等の
受領
確認済証等の
交付
[確認申請の取り下げ]
判定結果通知書の交付前に確認申請が取り下げられた場合、「取下げ通知書」を提出してください。
確認結果報告書
の送付
確認結果報告書
の受領